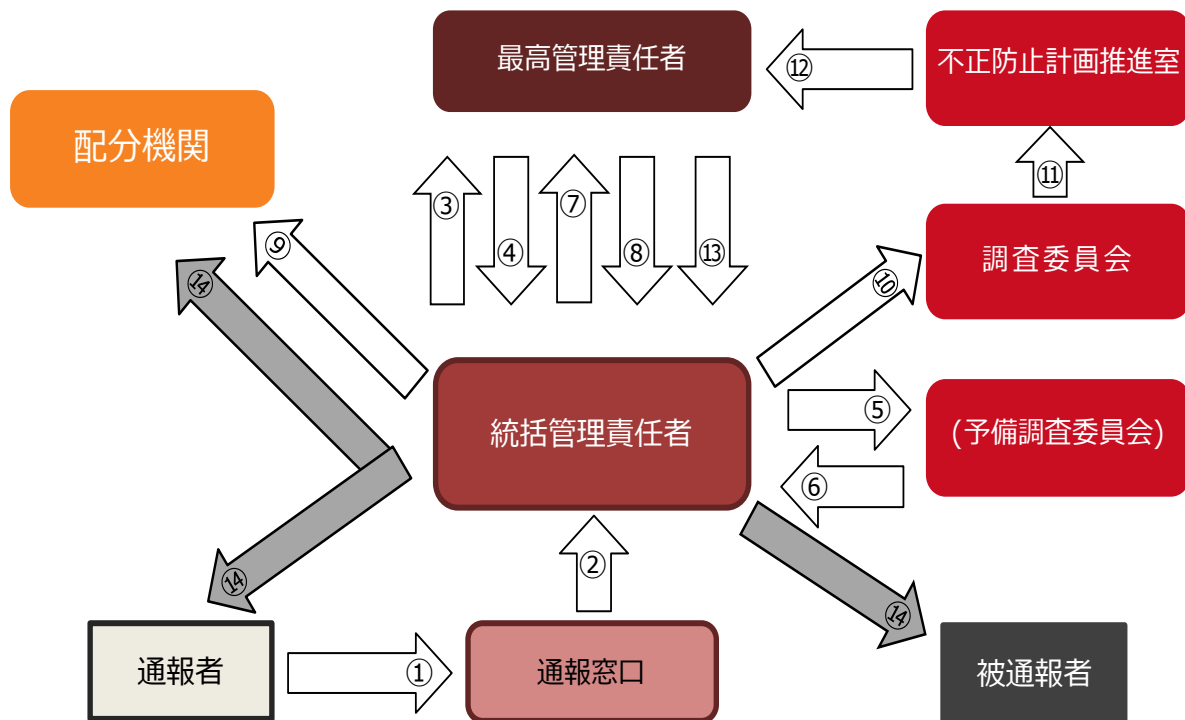




- ① 通報。
- ② 通報をうけた者は統括管理責任者へ報告。
- ③ 統括管理責任者は最高管理責任者へ報告。
- ④ 最高管理責任者は統括管理責任者へ指示。
- ⑤ 統括管理責任者は予備調査委員会を設置。
- ⑥ 予備調査委員会は予備調査を終了。
- ⑦ 統括管理責任者は最高管理責任者へ報告。
- ⑧ 最高管理責任者は統括管理責任者へ指示。
- ⑨ 統括管理責任者は配分機関へ中間報告。
- ⑩ 統括管理責任者は調査委員会を設置。
- ⑪ 調査委員会は不正防止計画推進室へ調査結果報告。
- ⑫ 不正防止計画推進室は最高管理責任者へ結果を報告。
- ⑬ 最高管理責任者は統括管理責任者へ指示。
- ⑭ 統括管理責任者は通報者、被通報者へ結果を通知。
- ⑮ 配分機関・関係機関・関係省庁へ結果を報告。

通報より
30日以内

通報より
90日以内

本調査開始後
90日以内
(おおむね)

通報の受付から
210日以内

- ※ ④において統括管理責任者が予備調査の必要を認めない場合、通報者に対して理由とともにその旨を通知する。
- ※ 通報者または被通報者は、⑭において結果を受取日の翌日から14日以内に不服を申し立てることができる。
- ※ 詳細については北海商科大学研究活動における不正行為・不正使用への対応に関する規定を参照。